

春日井市ごみ処理基本計画（素案）

平成 18 年 11 月

春日井市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
I 計画策定の背景	1
II 計画の性格	2
1 計画の位置づけ	2
2 関連計画等	3
3 計画の期間	4
第2章 基本理念	5
I 基本理念	5
II 基本方針	6
1 市民、事業者、市のパートナーシップのもと育む「もったいない」精神	6
2 総合的なごみ減量施策の推進	7
3 安全で安心なごみ処理体制の確保	7
第3章 ごみ処理の現状	9
I 廃棄物の種類と処理方法	9
1 廃棄物の種類	9
2 家庭ごみと資源	10
3 事業ごみ	13
II 排出状況	14
1 ごみの排出状況	14
2 家庭ごみの排出状況	17
3 資源の排出状況	19
4 事業ごみの排出状況	22

Ⅲ 収集運搬状況	24
1 家庭ごみと資源の収集運搬状況	24
2 事業ごみの収集運搬状況	26
Ⅳ ごみの処理状況	27
1 中間処理の状況	28
2 最終処分の状況	30
第4章 ごみ減量施策の現状	33
1 啓発事業	33
2 資源化事業	35
3 その他	36

第5章 施策の展開

- I ごみ量の目標値
- II 目標量の確保のための方策

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の背景

近年、私たちのライフスタイルや大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動により、廃棄物の排出量の増加、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の増加など様々な問題が指摘されてきました。国においてはこれらの問題に対応するため、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及びリサイクルの推進に係る諸法を制定し、循環型社会の実現に向けた取組みが図られてきました。

このような中、春日井市でも平成13年11月にごみ処理基本計画を策定し、ごみを削減する目標に3R（リデュース、リユース、リサイクル）を掲げ、ごみ減量を積極的に進めてきました。分別の徹底を図るため透明・半透明のごみ袋の使用を推奨するほか、平成13年度から粗大ごみの有料化、平成14年度から全市的な資源分別収集、平成17年度から資源の祝日収集、雑がみの資源収集などを実施し、市民のごみの減量と資源の有効利用の促進に努めてきました。さらに、平成14年10月には灰溶融施設とリサイクルプラザを併設するクリーンセンター第二工場棟を開設するなど廃棄物の高度処理に加えて、ごみの資源化や各種のごみ減量に係る啓発事業を実施してきました。

こうした取組みにより、ごみの減量化や資源化が進み、最終処分量は減少していますが、依然として廃棄物の排出量は増加し、最終処分場の残余容量のひっ迫などの課題に今後も計画的に取り組まなければなりません。

一方、国においても、平成17年5月に廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）を改正し、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析と情報提供の実施や一般廃棄物の有料化の推進に努めることを市の役割とするなど、さらなる廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化を推進することとしています。

また、平成18年6月には、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）を改正し、容器包装の排出抑制の促進のほか、市分別収集計画の公表の義務付けや市への資金を拠出するしくみを導入することとしました。

さらに、平成17年度から廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するための必要な施設整備に対して交付金を交付する制度を創設しました。

このように廃棄物を取り巻く環境が大きく変化している中、平成18年度においてごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）の見直しを行うものです。見直しにあたっては、上記のような廃棄物を取り巻く環境、本市の現状等を踏まえ、基本理念を定め、その実現に向かって取り組んでいきます。

II 計画の性格

1 計画の位置づけ

本計画の計画区域は、本市の行政区域全域とします。

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理計画を定めることとされています。

本計画は、ごみ処理に係る基本計画とし、長期的視点により廃棄物の処理について定めるものです。

また、本計画に基づき、毎年度のごみ処理についてごみ処理実施計画を定めています。



2 関連計画等

本市では、本計画に関連するものとして次の計画等の策定等を行っています。

●第四次総合計画（平成 11 年策定）

本計画は、第四次総合計画に即して定めています。

「人と自然が織りなす美しいまちづくり」をまちづくりの柱の一つとし、環境教育やごみの排出抑制、リサイクル活動等を通して、循環型社会の構築をめざします。施策の体系としては、次の 4 項目を掲げています。

- ①ごみ収集体制の充実
- ②ごみ処理施設の整備
- ③分別及びリサイクルの推進
- ④市民意識の高揚

●環境基本計画（平成 14 年策定）

本市の環境を保全、創造し、次代を含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の取組みを、総合的、計画的に推進することを目的に策定しています。

この計画は、第四次総合計画における環境に関する分野を具体化したものです。

●分別収集計画（平成 17 年策定）

容器包装リサイクル法に基づき、一般廃棄物の 60 パーセント（容積比）を占める容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの減量と再資源のために市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な方策を明らかにして一体となって取り組む方針を示したものです。

この計画を推進することにより、一般廃棄物を減量するとともに廃棄物処理施設の延命化を図り、循環型社会を目指すものです。

●環境都市宣言（平成 13 年宣言）

都市に豊かな自然が感じられ、人と人との新たな交流が生まれ、安心して暮らせるまちを意味する「みろくの森から道風の里まで 蛙の合唱消えぬ道 暮らしと出会いを大切にするまち」を共通の想いとし、市民、事業者及び市が一体となって、環境都市春日井の実現をめざすことを宣言したものです。

3 計画の期間

本計画は、第四次総合計画の計画期間に合わせて平成 30 年度を長期目標とし、平成 22 年度に見直します。

第2章 基本理念

I 基本理念

自然界から大量の資源を取り出し、様々なものを大量に生産・消費する経済社会活動は、私たちに物質的な豊かさと快適な効率の良い生活をもたらす一方で、自然を減少させ資源・物質を浪費するとともに、不用となったものを自然界へ大量に廃棄しています。

春日井市でも年々廃棄物の排出量が増加するとともに、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化、不法投棄などの不適正な処理による環境への負荷の高まり、最終処分場のひっ迫など深刻な状況が続いています。

これらの現状を踏まえ、次のとおり本計画の基本理念を定め、次代に良好な環境を引き継ぐことを目指し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を築きあげていきます。

「もったいない」からはじまる循環型社会

循環型社会：廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

もったいない：ノーベル平和賞受賞者でケニア副環境省のワンガリ・マータイさんが日本の「もったいない」の精神を提唱しています。3Rは、この「もったいない」にすべて集約されています。限られた資源を大切に使うという意味を表す言葉として、世界に広がり始めています。

II 基本方針

循環型社会を築いていくため、基本理念のもと、3つの基本方針を定め、総合的な取組みを進めます。

1 市民、事業者、市のパートナーシップのもと育む「もったいない」精神

市民、事業者、市は、相互に連携を図りつつ、循環型社会の形成への積極的な参加と適切な役割分担のもとで、有機的に様々な施策に取り組むとともに、三者のパートナーシップのもと、環境保護につながる「もったいない」精神を育みます。

市民

自らの日常生活に伴って廃棄物を発生させていることを認識し、環境への負荷を与えていることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向け自ら排出する廃棄物の排出を抑制するようライフスタイルの見直し、適正な分別排出などをより一層進めていく役割を担うものとする。

事業者

自らの事業生活に伴って廃棄物を発生させているとともに、製品等が環境へ負荷を与えていることを認識し、環境に配慮した事業活動を行うとともに、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組をより一層推進していく役割を担うものとする。

市

循環型社会を形成するため、市民、事業者、市のパートナーシップを形成するためのコーディネーターの役割を担うものとする。

また、すべての市民が「もったいない」精神の意識を呼び起こし、市民一人ひとりがごみ減量に係る自発的な行動を起こすきっかけとなる啓発、情報提供、環境教育などを行うものとする。

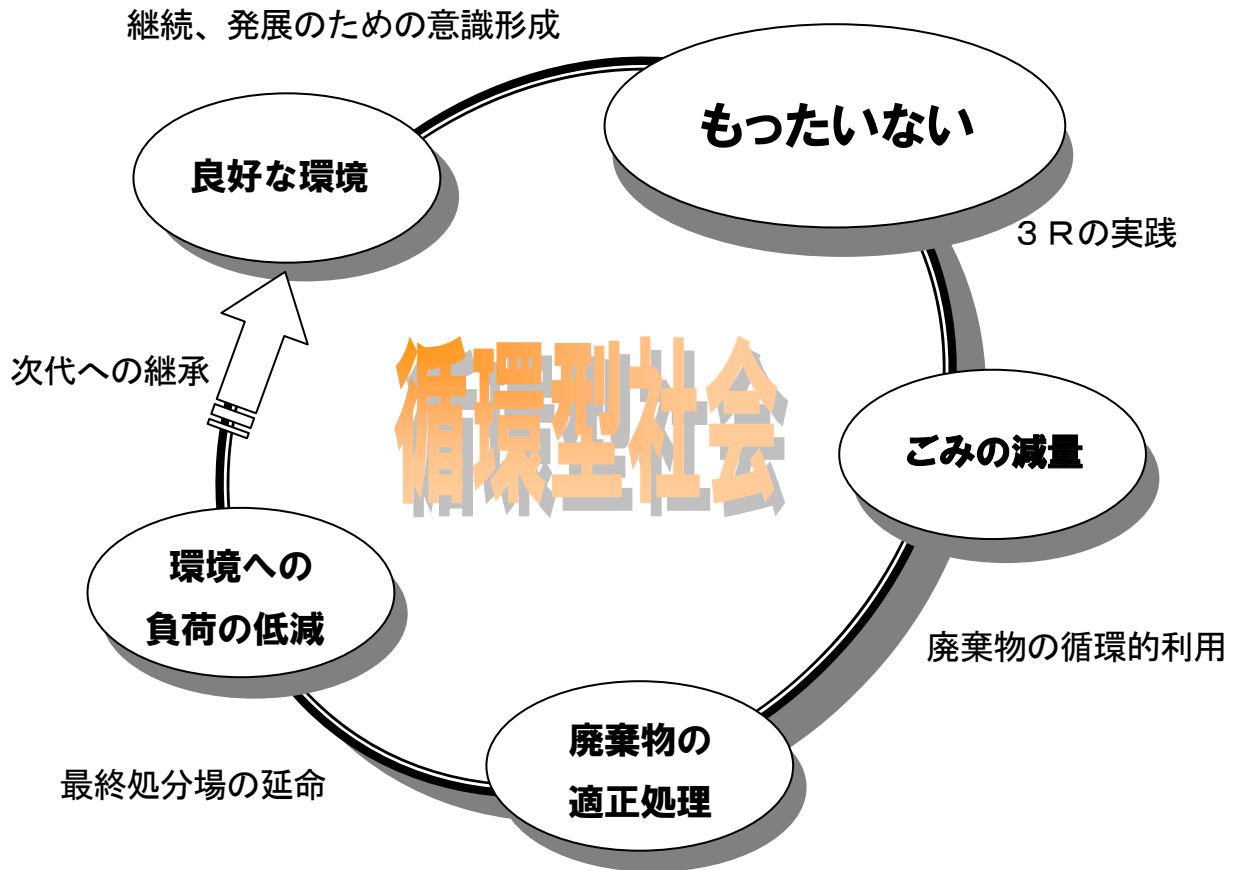
2 総合的なごみ減量施策の推進

できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的利用を行うことが不可欠です。そのため、法令等の着実な施行や廃棄物等の適正な循環的利用及び処分の実施にとどまらず、3Rに取り組む市民等の活動を支援するなど循環型社会の形成に向けた施策を策定し、及び総合的かつ計画的に実施していきます。

3 安全で安心なごみ処理体制の確保

廃棄物処理・リサイクルのための法制度等の整備を踏まえて、分別収集の推進、資源化の拡大、資源の再生利用により、廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとします。その上で、処分しなければならない廃棄物については、その発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン類の発生量が抑制されるよう配慮しつつ、最良の方法を選択します。

また、廃棄物の適正な循環的利用や処分のための施設整備を行うとともに、最終処分場の延命化のための取組みを進めていきます。



「もったいない」からはじまる循環型社会

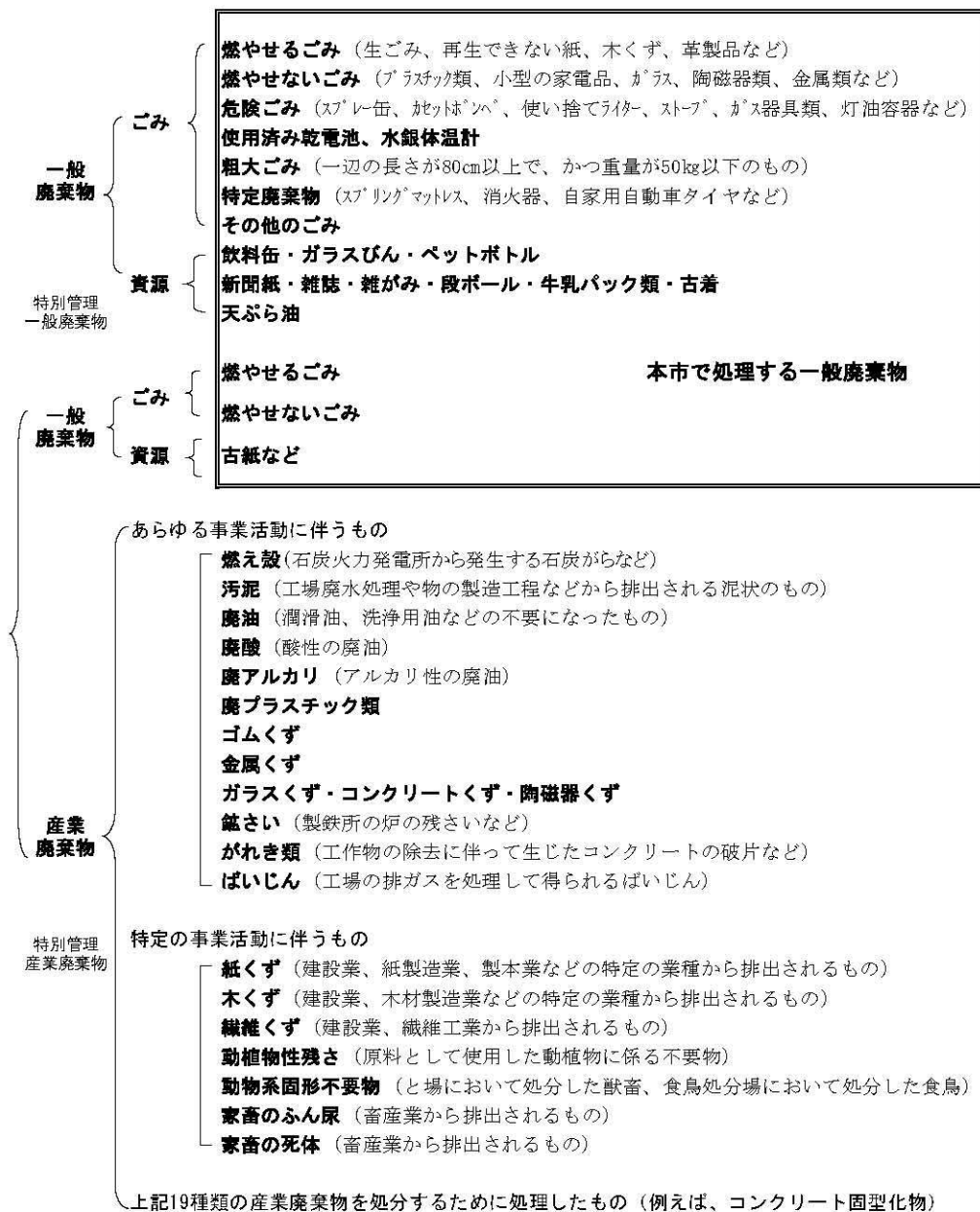
第3章 ごみ処理の現状

I 廃棄物の種類と処理方法

1 廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されています。「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法で定められたものをいい、「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、次のように区分します。

本市では、市内で発生する一般廃棄物を処理しています。



2 家庭ごみと資源

(1) 排出方法及び処理方法

次のように分別し、ごみステーションに運ぶ、又はクリーンセンターへ直接搬入（粗大ごみ、特定廃棄物などは有料）します。

種類・区分		排出方法	排出回数	処理方法(注)	処理施設
燃やせるごみ		透明・半透明の袋 平成19年2月から 指定ごみ袋(黄色)	週2回	焼却	クリーンセンター
燃やせないごみ		透明・半透明の袋 平成19年2月から 指定ごみ袋(青色)	週1回	破砕後、資源 化、焼却又は 埋立	クリーンセンター 再生事業者 最終処分場
危険ごみ		透明・半透明の袋	月1回	破砕後、資源 化、焼却又は 埋立	クリーンセンター 再生事業者 最終処分場
使用済み乾電池等		透明・半透明の袋	年2回/公共 施設等原則月 2回収集	資源化	再生事業者
粗大ごみ		戸別収集のため電話申込み (有料)		修理販売又は 破砕後、資源 化、焼却若し くは埋立	クリーンセンター 再生事業者 最終処分場
特定廃棄物		戸別収集のため電話申込み (有料)		破砕後、資源 化、焼却又は 埋立	クリーンセンター 再生事業者 最終処分場
資源	飲料缶	透明・半透明の袋	月2回	資源化	クリーンセンター 再生事業者
	ガラスびん	透明・半透明の袋			
	ペットボトル	透明・半透明の袋			
資源	新聞紙	ひもで縛る			
	雑誌	ひもで縛る			
	雑がみ	ひもで縛る・紙袋			
	段ボール	ひもで縛る			
	牛乳パック類	ひもで縛る			
	古着	透明・半透明の袋			
天ぷら油		びん又はペットボトル に入れふたをする			公共施設で 月2回収集
エアコン、テレビ、冷蔵 庫、冷凍庫、洗濯機		戸別収集のため電話申込み(有料)		資源化	再生事業者
犬、猫等の死体		戸別収集のため電話申込み(有料) /清掃事業所へ直接搬入(有料)		焼却	動物死体処理施 設

(注) 焼却灰は、クリーンセンターにて資源化又は最終処分場にて埋立処理します。

ア エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。家電リサイクル法）に基づき処理されます。

原則前記の方法でなく、購入した小売業者、又は買い換えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、自ら製造メーカーの指定引取業者へ搬入しています。

イ パソコン

パソコンの処理については、各メーカーが回収及び再資源化を行うため、メーカー又はパソコン3R推進センターに問い合わせ、その指示に従い適正に処理しています。

※ パソコンのほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。資源有効利用促進法）第2条第12項に基づく指定再資源化製品が指定されたときは、そのリサイクルシステムに適切に対応していきます。

——— ごみステーションとは ———

家庭から出るごみと資源を排出する場所を「ごみステーション」といいます。市内には7,000箇所以上のごみステーションがあります。

町内会やアパート・マンションの管理人等からの要請に基づきごみステーションを設け、収集を行います。市は、分別表示看板や警告看板、カラス対策ネットを町内会等に無償で貸与しています。

なお、障害や高齢等の理由によりごみステーションまでごみ等を排出することが困難である場合は、実態調査の上、戸別収集による「さわやか収集」を実施しています。

(2) 家庭ごみのうち収集しないもの

自らクリーンセンターに直接搬入、又は春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼します。

また、事業活動に伴い発生する事業ごみはごみステーションに排出することとはできません。

ア 引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ

イ 収集作業に支障を及ぼすおそれのあるもの

ウ クリーンセンターで処理できないもの

(3) 家庭ごみのうちクリーンセンターで処理できないもの

ア 販売店や専門業者に適正に処理を依頼するもの

- ・エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、パソコン
- ・オートバイ、ガスボンベ、電動ベッド、ピアノ、農薬など

イ 最終処分場へ搬入するもの

- ・土、石、瓦など埋立するもの
- ・処理設備に支障を及ぼすおそれのあるもの

3 事業ごみ

(1) 排出方法及び処理方法

事業者は、廃棄物処理法の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、廃棄物の排出抑制に努めるとともに、分別を徹底し、資源再生事業者などを活用するなどして廃棄物の適正な循環的利用に努めることとしています。

処理については、自ら処理できない場合は、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者（又は再生事業者）に運搬を依頼するか、又はクリーンセンターへ直接搬入します。

一般廃棄物の区分	排出方法	処理方法	処理施設
燃やせるごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみに分別	焼却又は資源化	クリーンセンター 再生事業者
燃やせないごみ		破碎後、資源化、 焼却又は埋立	クリーンセンター 再生事業者 最終処分場
資源	種類ごとに分別	資源化	再生事業者

(2) 処理手数料

搬入量に応じて処理手数料を徴収しています。

平成13年に処理手数料の改定を行い、平成20年度まで段階的に額を値上げしていますが、近隣各市の処理手数料と比べ低額となっています。

平成20年度の処理手数料の額（カッコ内は平成12年度の額）は、次のとおりです。

- ・埋立処分 20円/10kg（11円）
- ・焼却処分、破碎処分 80円/10kg（41円）
- ・粗大ごみ 100円/10kg（41円）

II 排出状況

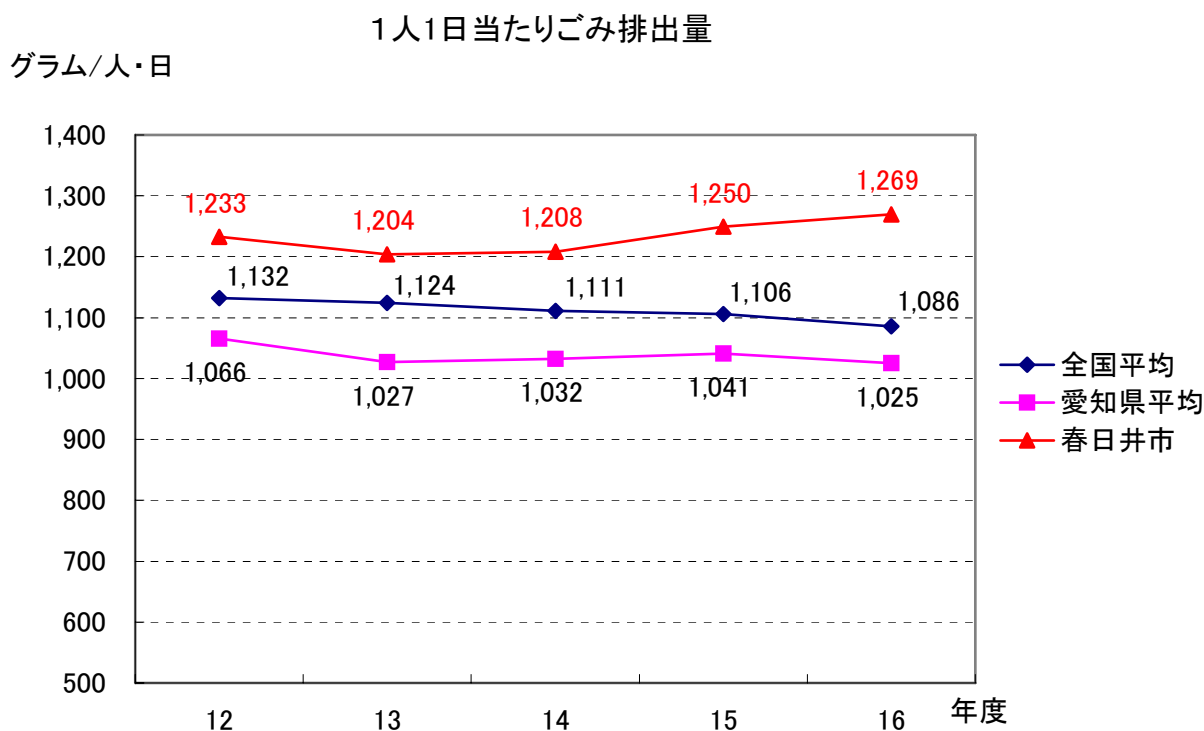
1 ごみの排出状況

次のグラフは、環境省が行った調査結果を示したものです。

全国、愛知県ともに1人1日当たりのごみ排出量は、平成12年度以降継続的に減少していますが、春日井市は平成13年度以降継続的に増加しています。

また、愛知県内の市の中で2番目に多い状況でもあり、循環型社会形成推進基本法において、循環型社会の形成のため最優先される「ごみの発生抑制」をより一層進める必要があります。

※ 「ごみ排出量」＝家庭ごみ＋市が収集する資源＋事業ごみ



【調査方法】

全国の市区町村、一部事務組合におけるごみの排出処理状況等について都道府県を經由し環境省に報告されたデータを集計しています。

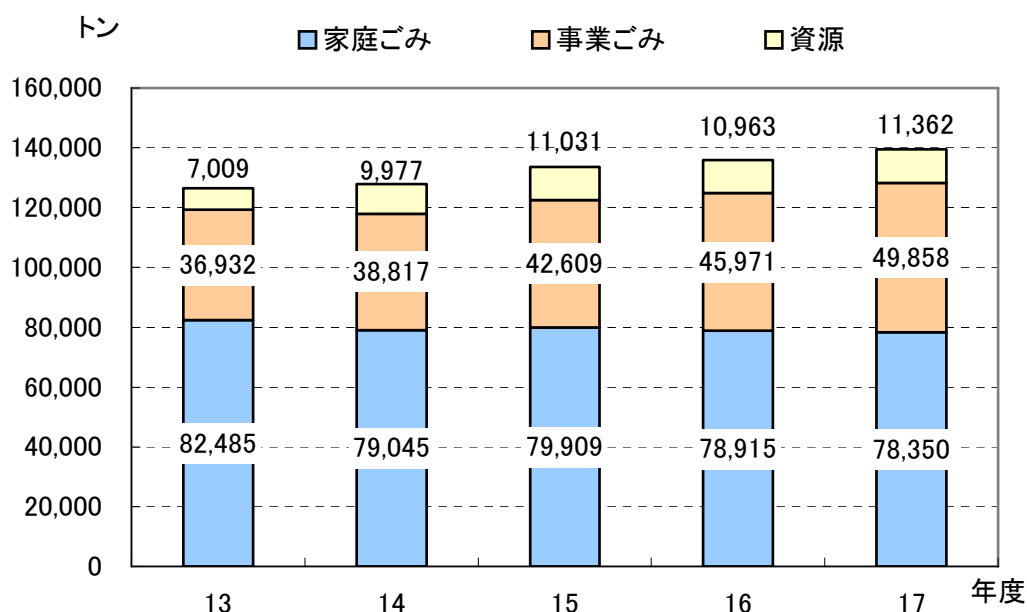
人口については、10月1日現在の住民基本台帳（外国人登録者は除く。）に基づくものです。

（参考：平成16年度愛知県廃棄物処理事業実態調査）

(1) ごみの排出割合

平成17年度のごみの排出量（合計139,569トン）を排出形態別で見ると、家庭ごみが78,350トン、事業ごみが49,858トン、資源が11,362トンです。

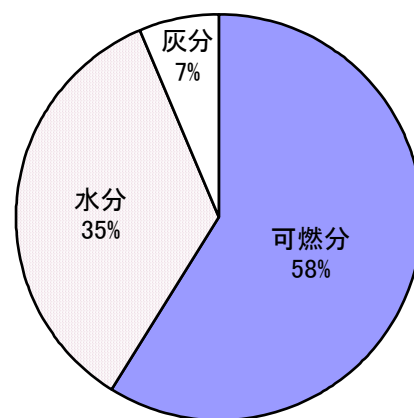
平成17年度のごみの割合（資源は除きます。）は、家庭ごみが61%、事業ごみが39%であり、年々事業ごみの割合が増加しています。



(2) ごみの組成

平成17年度に行った組成調査の結果、燃やせるごみの成分を見ますと、35%が水分でした。多くを占める生ごみを減少させるため、小学校や保育園と連携して「もったいない」精神を育み、食べ残しを少なくするとともに、家庭において排出時に生ごみの水切りをするなどの周知啓発が必要です。

また、焼却炉の適正な燃焼温度を維持するために、プラスチック類を混ぜて燃焼しています。



一方、可燃物と不燃物の組成は、次のとおりです。

可燃物（乾ベース）

単位は%

組成 \ 年度	13	14	15	16	17
紙・布類	43.6	52.8	54.8	54.5	52.3
ビニール合成樹脂類	19.5	16.7	11.4	15.0	23.3
木・竹・ワラ類	10.9	7.6	10.5	14.4	10.8
厨芥類	19.8	18.3	21.2	12.8	9.0
不燃物類	4.7	3.4	0.8	1.6	1.8
その他	1.5	1.2	1.3	1.7	2.8

不燃物

単位は%

組成 \ 年度	13	14	15	16	17
可燃物	8.8	7.8	8	15.8	13.5
不燃物	42.4	55.1	57.6	41	46.4
鉄・アルミ	23.9	5.9	6.9	20.7	10.3
埋め立て物など	24.9	31.2	27.5	22.4	29.8

また、ごみの中には資源化が可能な物が多く含まれています。

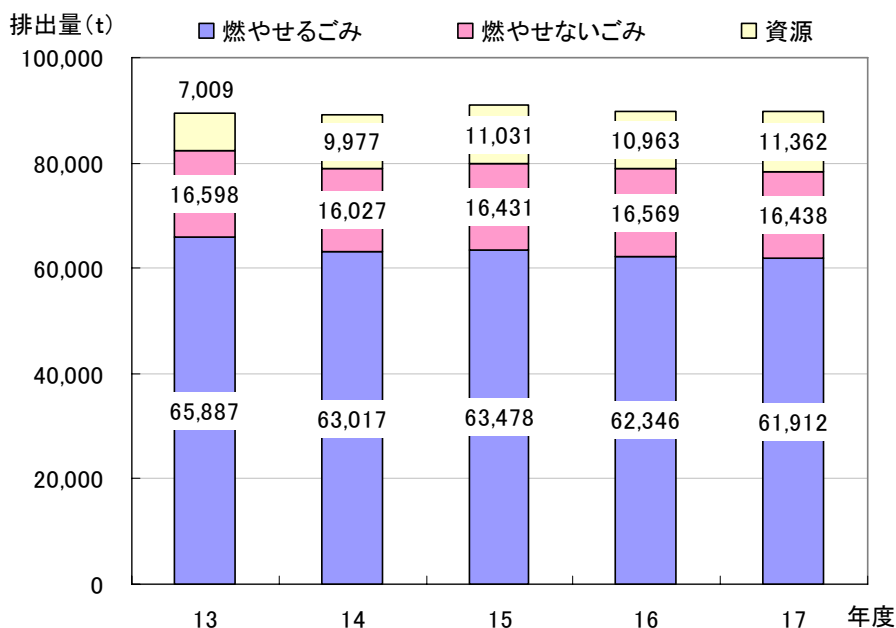
そのため、平成18年1月から可燃物の半分以上を占める紙・布類のうち、リサイクルできる紙を「雑がみ」として資源収集を開始しました。

今後は、さらなる分別の徹底を啓発するとともに、資源化の拡大についての調査・研究が必要です。

2 家庭ごみの排出状況

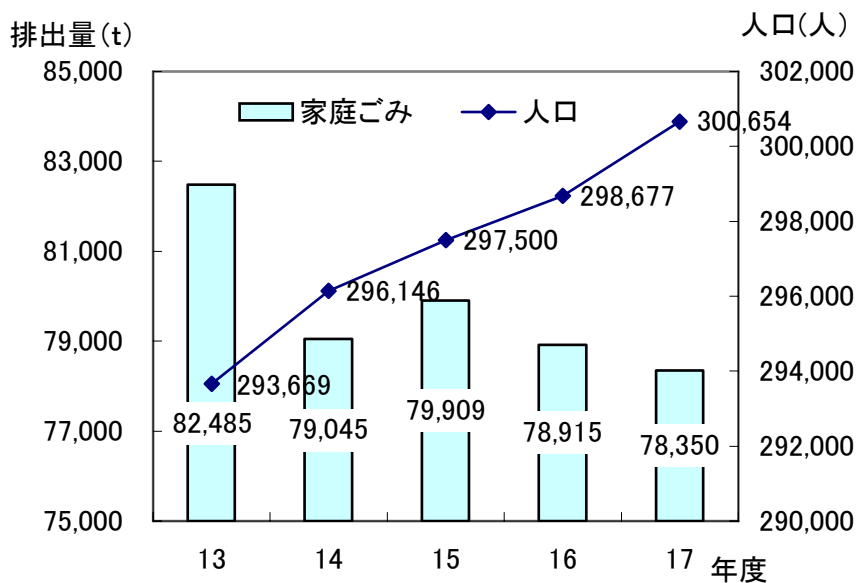
(1) 家庭から出るごみと資源の排出量の割合

家庭から出るごみと資源の排出量は、平成13年度以降ほぼ横ばいですが、平成14年10月に開始した市内全域での資源分別収集により資源の収集量が増加傾向にあります。



(2) 家庭ごみの排出量と人口の推移

人口は、年々増加している一方で、家庭から出るごみの排出量（資源は除きます。）は、年々減少しています。



(3) ごみステーションの状況

ごみステーションにおける排出状況を見ますと、排出ルールが守られていない場所も一部あり、排出者の意識向上が求められています。

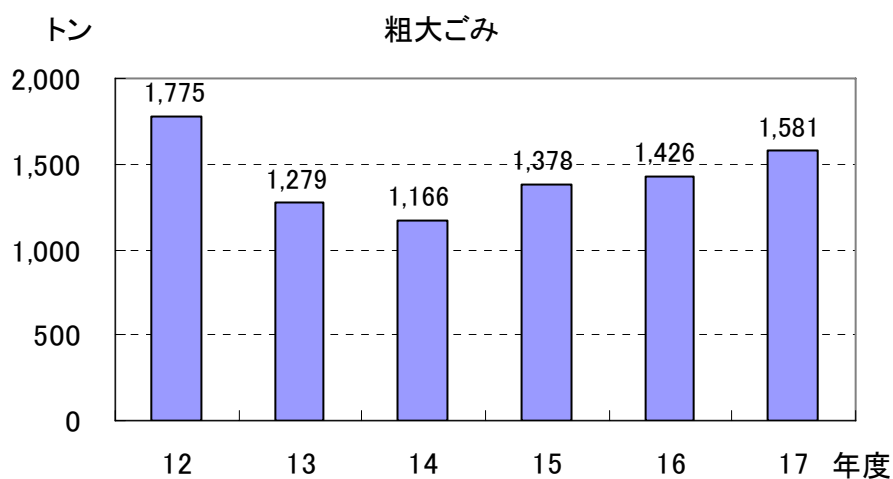
また、家電製品などの不法投棄や事業ごみの混入も見受けられますので、監視体制の強化など不適正な処理を防ぐ方策の検討も必要となります。

今後は、より効率的に収集を行うためにも、ごみステーションの数、設置場所等についての検討が必要です。

(4) 粗大ごみの排出量

粗大ごみの排出量は、近年増加傾向です。

粗大ごみとは、1辺の長さが80センチ以上のものと定義し、平成13年度から有料化としたため、平成13年度の排出量は、平成12年度に比べ大きく減少しましたことから、今後も、ごみ減量の効果的な手法として、排出量に応じた負担の公平化についての検討が必要です。



3 資源の排出状況

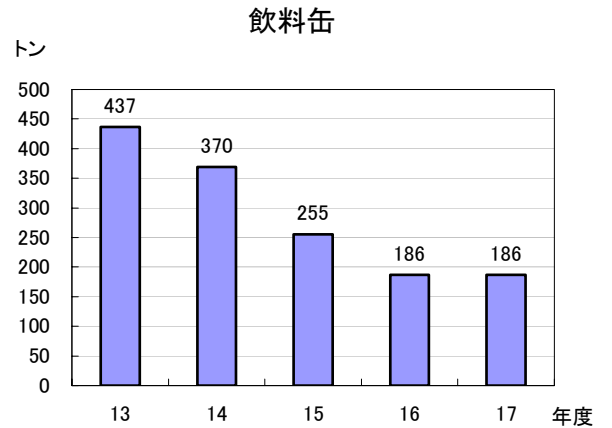
(1) ごみステーションにおける資源収集の状況

ごみステーションを利用した資源収集は、平成10年5月に坂下中学校区で開始し、順次地区を拡大しつつ、平成14年10月からは市内全域で実施しています。

ア 飲料缶 (アルミ缶・スチール缶)

容器のペットボトル化の進展に伴い、収集量は年々減少しています。

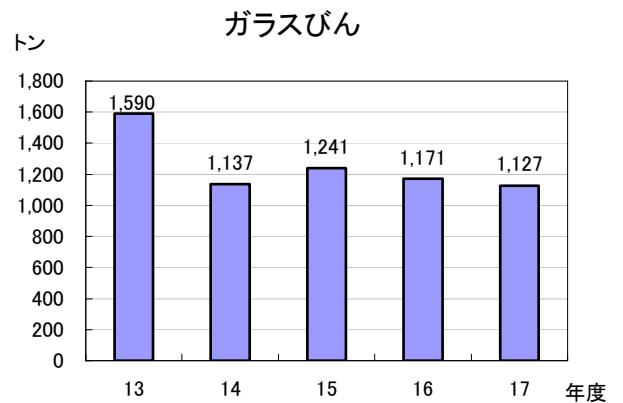
また、アルミ缶は高値で取引されるため、早朝からごみステーションに出されているアルミ缶の抜き取りを行う者が見受けられます。



イ ガラスびん

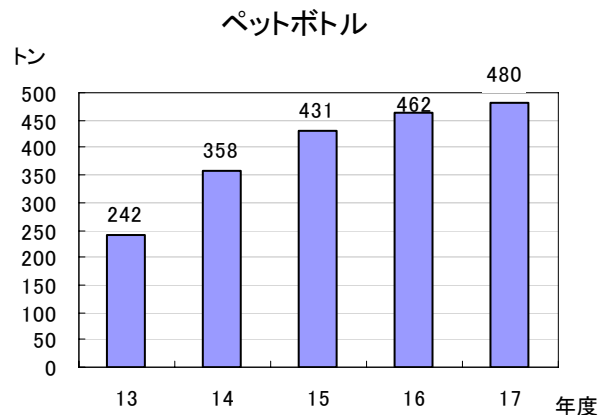
生産量が減少傾向にある中、近年、収集量は横ばいです。

繰り返し何度も使用することができるリターナブルびんの使用を推奨しています。



ウ ペットボトル

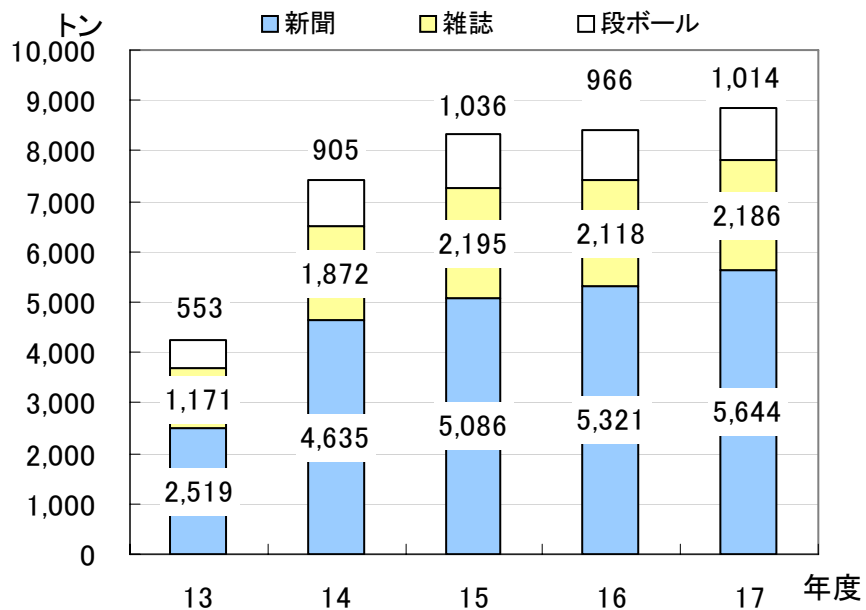
飲料容器としての需要も増加しており、収集量は継続して増加しています。



エ 新聞紙・雑誌・段ボール

新聞紙、雑誌、段ボールの収集量は、増加傾向です。

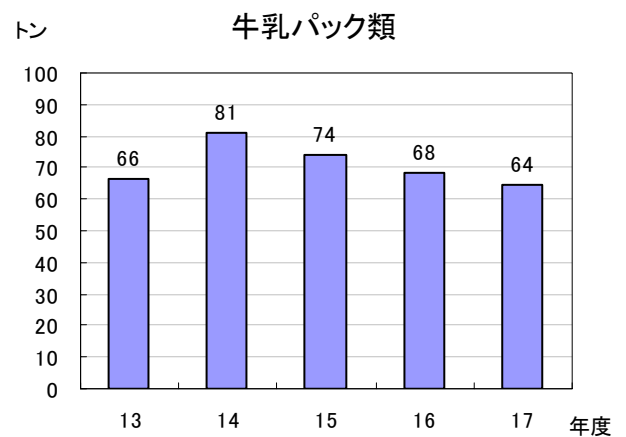
平成18年1月からティッシュの箱やダイレクトメールなどの「雑がみ」を資源として収集しています。



オ 牛乳パック類

収集量は、減少傾向です。

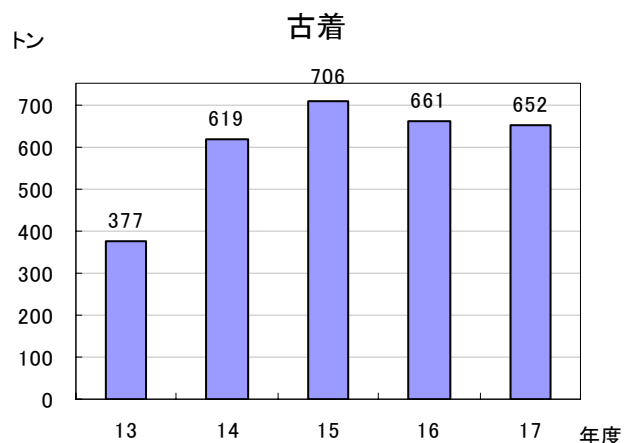
スーパー等が回収箱を設置し、回収に協力いただいています。



カ 古着

収集量は、横ばいです。

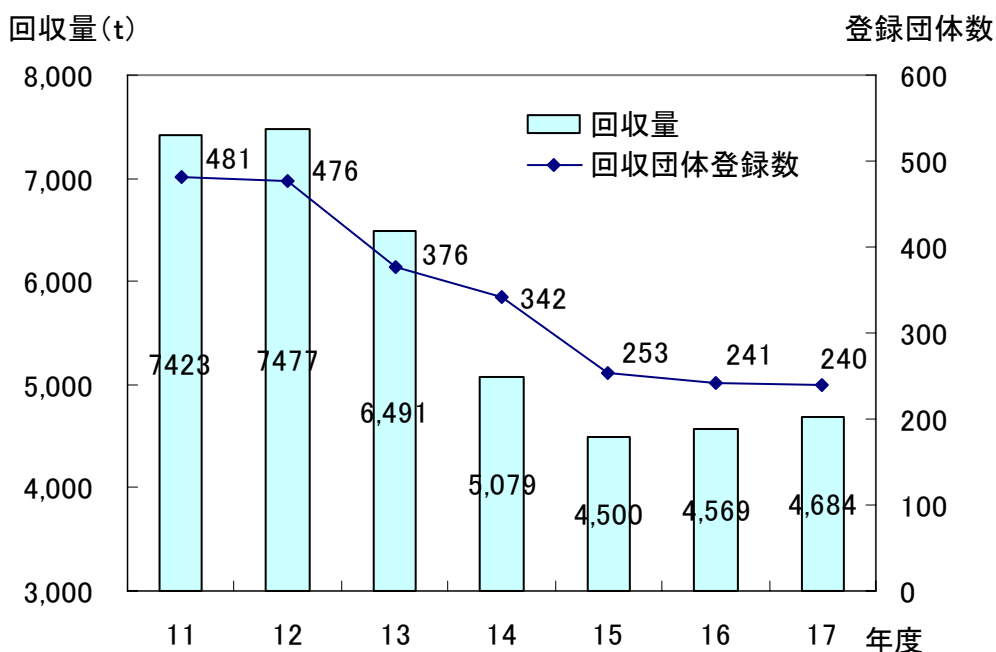
フリーマーケットやリサイクルプラザ情報の活用など、まだ使用できるものはごみとしない取組みを推奨しています。



(2) 集団回収の状況

市が資源分別収集を行う前から、子ども会、町内会などの地域での自主的な活動により、資源を有効利用するための集団回収が行われております。

集団回収は、地域コミュニティの活性化や市民のリサイクル意識の向上に重要な役割を担うものとして、市では、集団回収を行った団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付しており、各団体の活動を支援しています。



4 事業ごみの排出状況

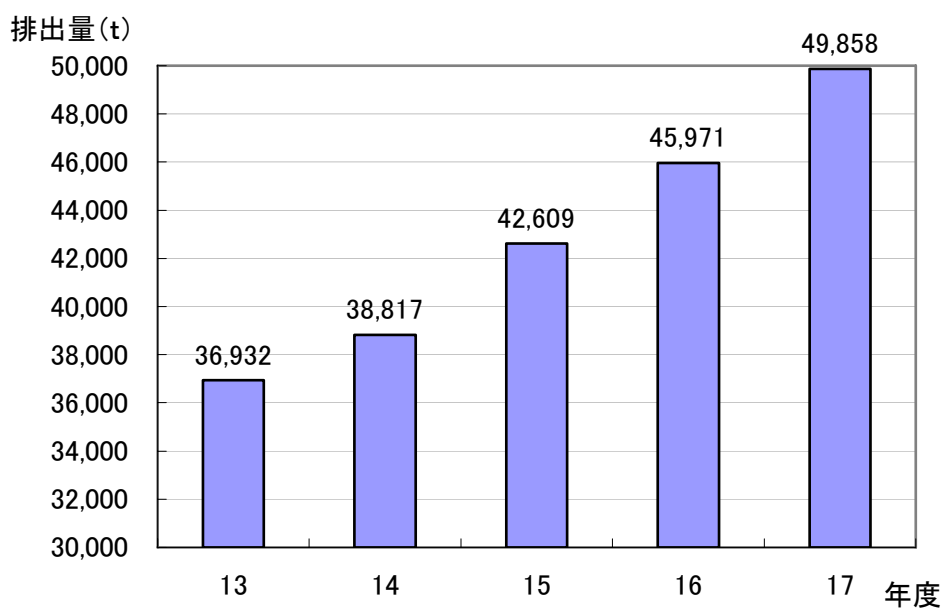
(1) 事業ごみの排出量

平成17年度の事業ごみの排出量は、平成13年度に比べ約1.35倍に増加しています。

一方、家庭ごみが横ばいの状況にあることから、ごみの総量（資源は除きます。）に占める事業ごみの割合も平成13年度の31%から39%と増加しており、事業活動においてごみの発生抑制に努めるなど一層のごみの減量化・資源化への取組みが必要な状況です。

また、ごみステーションへの事業ごみの混入も見受けられるため、事業者に対するごみの排出指導を強化し、自己処理責任の徹底を図る必要があります。

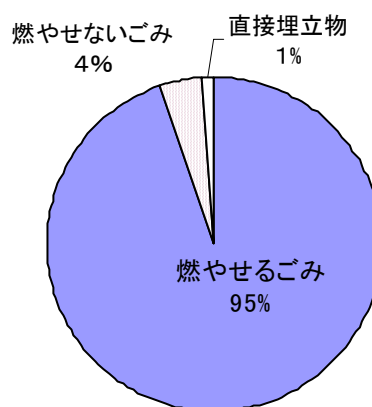
事業ごみの排出量の推移



(2) 事業ごみの内訳

事業ごみの排出割合を見ますと燃やせるごみが大部分を占めます。

クリーンセンターにおいて搬入時に検査を行い、段ボールなど資源化が可能な物の混在について、厳しく指導しています。



事業ごみの減量化・資源化を促進するため、事業者に対して戸別訪問による指導や啓発パンフレットの配布を行ってきました。

さらに、事業者が共同で取り組む古紙類のリサイクル活動を支援するほか、ごみ減量に積極的に取り組む事業所を認定し、その取組みを広く紹介しています。

今後は、容器包装リサイクル法による排出抑制に係る取組み状況や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。食品リサイクル法）による生ごみのリサイクル状況の把握に努めるとともに、事業者の自主的な取組みを促進するための方策を調査・研究する必要があります。

Ⅲ 収集運搬状況

1 家庭ごみと資源の収集運搬状況

家庭から排出されるごみ・資源の収集については、安定的な収集業務を継続するとともに、処分及び再生利用の方法に配慮し、効率的に種類に応じた分別収集をするなど適切な収集を行う体制を確保していきます。

(1) 収集方法

ごみ・資源の収集は、原則ステーション方式で実施しています。

粗大ごみ、特定廃棄物等の戸別収集については、申込み制で収集日等を指定して収集しています。収集に際しては、粗大ごみ等処理手数料納付券を事前に購入（犬、猫等の死体は除く。）していただきます。

(2) 収集体制

従来、収集作業を直営で行っていましたが、収集業務の委託化を計画的に進めるなど民間に委ねることが適当な業務については、民間の能力を積極的に活用しています。

また、直営収集の車両については、資源収集した天ぷら油を精製した燃料やクリーン軽油を使用し、環境へ与える負荷の低減を図っています。

ア 直営収集

種類	収集場所 及び回数等	収集車両
燃やせるごみ	ステーション 週2回	44台 ダンプ 4台 パッカー 38台 その他 2台
天ぷら油	18公共施設 月2回	
使用済み乾電池	ステーション 年2回	
犬、猫等の死体	戸別収集	
さわやか収集	135世帯	

収集体制は平成18年4月1日現在

イ 委託収集

種類	収集場所 及び回数	収集車両		
燃やせないごみ	ステーション 週1回	22台	ダンプ	2台
危険ごみ	ステーション 月1回		パッカー	8台
粗大ごみ	戸別収集		その他	12台
飲料缶 ガラスびん ペットボトル	ステーション 月2回	27台	ダンプ	12台
			パッカー	15台
新聞紙 雑誌(雑がみ) 段ボール 牛乳パック類 古着	ステーション 月2回	8台	ダンプ	5台
			パッカー	3台

収集体制は平成18年4月1日現在

2 事業ごみの収集運搬状況

(1) 収集方法

事業者は、廃棄物処理法の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者（又は再生事業者）に運搬を依頼するか、又はクリーンセンターへ直接搬入します。

(2) 一般廃棄物収集運搬許可業者

廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集運搬許可業者数は平成17年度末現在で34社で、収集車両台数は次のとおりです。

パッカー	ダンプ等	トラック	総数
96台	40台	17台	153台

今後の収集運搬の許可については、現状の収集運搬の状況等を勘案し、廃棄物の分別区分や排出量が大幅に増加する等適正な体制確保のため特に必要がある場合を除き、既存の範囲内とします。

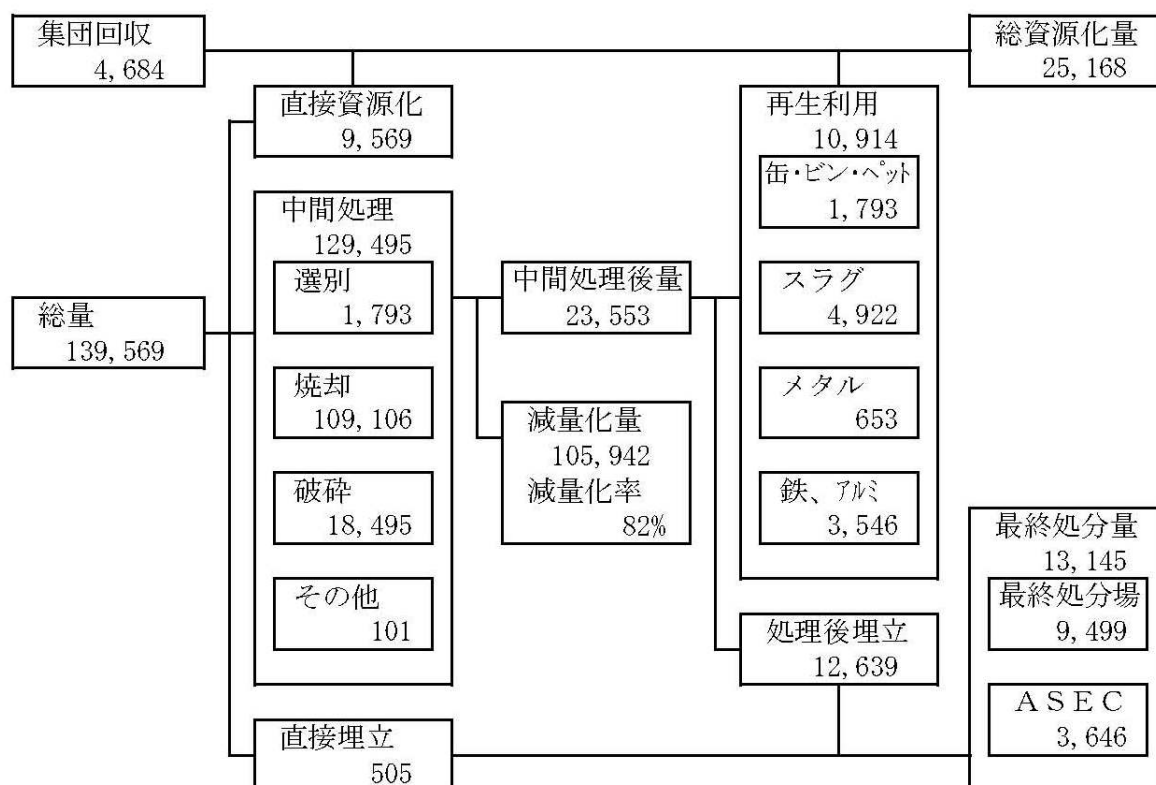
また、収集運搬許可業者や各排出事業所への指導などの見直しを検討しています。

IV ごみの処理状況

ごみは、直接又は中間処理によって資源化されるもの、焼却などによって減量化されるもの、処理せずに直接埋め立てるものに大別されます。

平成17年度のごみの総処理量は139,569トンです。そのうち、焼却、破碎、などにより中間処理された量(中間処理量)は129,495トンで、中間処理量のうち、中間処理後に再生利用された量は10,914トン、最終処分された量は12,639トンです。

また、中間処理をしないで再生業者等へ直接搬入された量(直接資源化量。資源として行政回収した古紙など)は9,569トン、直接最終処分された量は505トンです。



1 中間処理の状況

(1) 施設の概要

ア 春日井市クリーンセンター（春日井市神屋町1番地1）

工場	処理設備	処理方式	処理能力	
第一工場	焼却設備	全連続燃焼式機械炉	130 t / 24 h × 2	
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機	1,400 k w	
	粗大・不燃ごみ 処理設備	横型回転式	65 t / 5 h	
第二工場	焼却設備	全連続燃焼式機械炉	140 t / 24 h × 2	
	灰溶融設備	電気抵抗式	40 t / 24 h × 2	
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機	7,000 k w	
	資源 化設 備	粗大・不燃ご み処理	横型回転式	45 t / 5 h
		資源化処理	機械選別式 手選別	25 t / 5 h 金属缶 8 t / 5 h ガラスびん 14 t / 5 h ペットボトル 3 t / 5 h

イ 動物死体処理施設（春日井市西尾町岩ヶ根658番地2）

施設区分	処理方式	処理能力
焼却施設	油圧噴霧式バーナー	63 k g / 1 h

(2) 中間処理量

平成17年度のごみの総処理量のうち、中間処理されるごみの量は、ごみの総処理量の約98%に当たる129,495トンとなっています。そして、中間処理によって減量されるごみの量は、105,942トン（減量化率82%）にもなります。

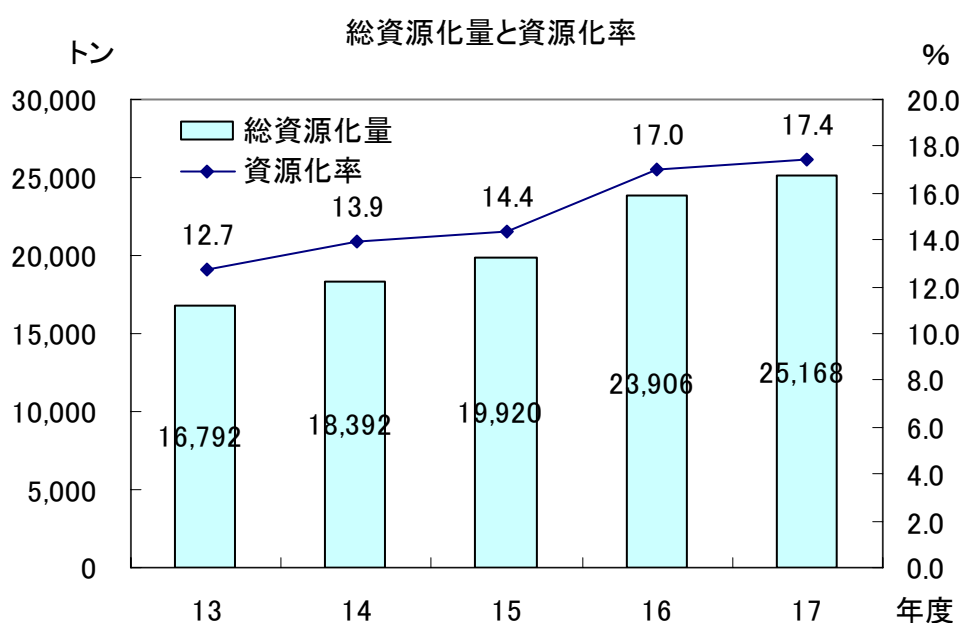
中間処理のうち、直接焼却されるごみの量は、ごみの総処理量の約78%に当たる109,106トンとなっています。

また、焼却設備には、発電設備や余熱利用設備などが併設されており、発電、熱利用などに有効利用しています。

※ 発電施設を有する施設は、全国のごみ焼却施設（1,374施設）の20%を占めます。

(3) 資源化

平成17年度は、分別収集により直接資源化された量と中間処理後に再生利用された量の合計は、20,483トン、町内会などの集団回収により資源化された量は4,684トンです。これらを合わせた総資源化量は25,168トン、資源化率は17.4%であり、総資源化量、資源化率ともに年々上昇しています。



※ クリーンセンター内にあるリサイクルプラザ(エコメッセ春日井)では、市が粗大ごみとして収集したもののうち、家具や自転車などを修理し、再生品として販売しています。

2 最終処分の状況

直接埋め立てられるごみと焼却残渣などごみの中間処理後の残渣を合わせたものが最終処分場に埋め立てられる量になります。最終処分（埋立）は、主に内津最終処分場で行っています。

(1) 施設の概要

ア 内津最終処分場（春日井市内津町字南山492番地）

埋立方法	敷地面積	埋立可能 容 量	現在埋立量	平成17年度 埋立量
サンドイッチ方式	28,858m ²	232,000m ³	128,224m ³	7,262m ³

イ （財）愛知臨海環境整備センター（略称：ASEC）

（愛知県知多市新舞子地先）

敷地面積	埋立可能 容 量	平成17年度 搬入量
32.6ha	2,950,000m ³	3,646 t

※ ASEC（愛知県や民間企業などにより設立された第三セクターの公益法人）には、一般廃棄物の区域外処理施設してクリーンセンターで中間処理後に排出される焼却残渣を搬入しています。

(2) 内津最終処分場における埋立量

平成17年度の直接埋立量は505トンであり、直接埋立量の割合は年々減少しています。

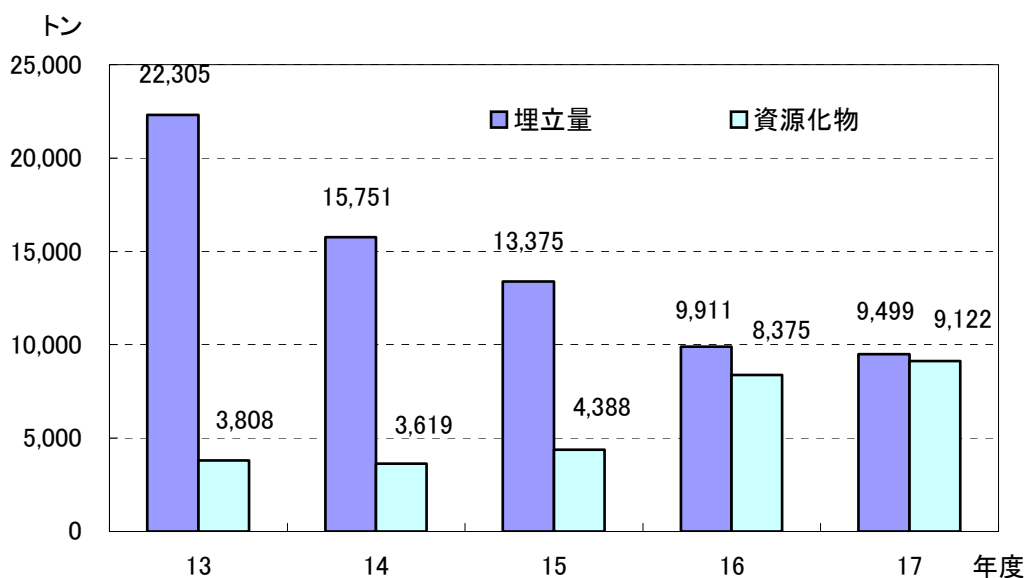
また、中間処理後の残渣を合わせた埋立総量は9,499トンであり、年々減少しています。これは、灰溶融設備において、焼却灰などをスラグやメタルとして資源化しているためです。

しかしながら、こうした現状においても、最終処分場の容量は限られており、引き続き延命化に努めていく必要があります。さらに、新たな最終処分場の建設には長期間要することから計画的に整備を進めていかなければなりません。

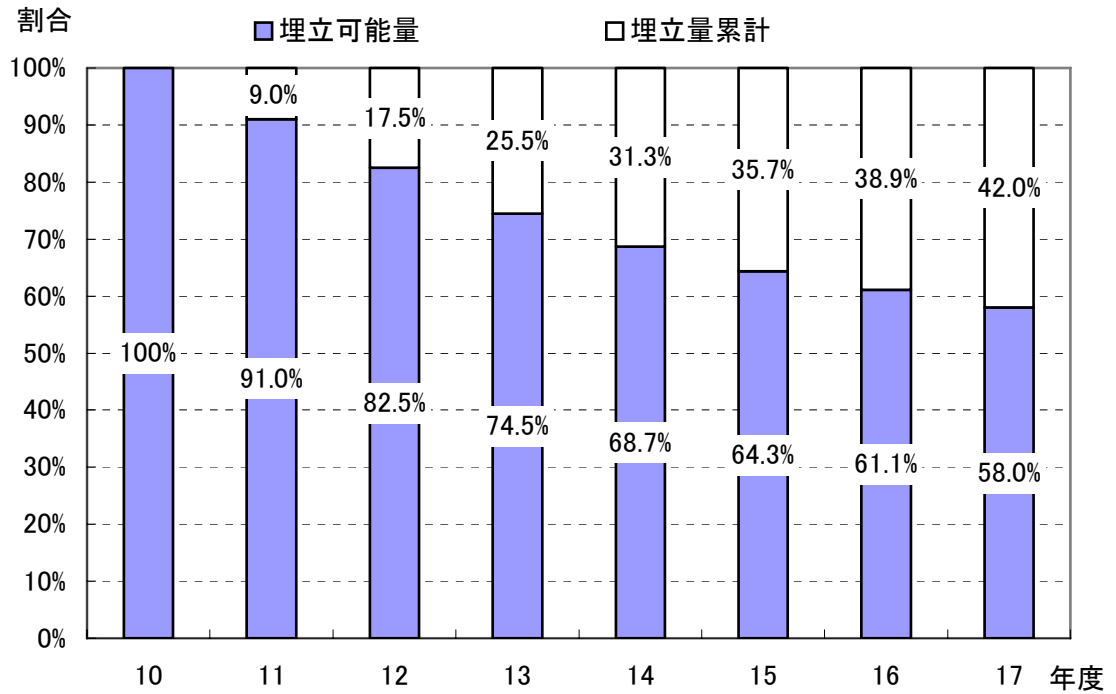
※ スラグとは、焼却灰を高温で溶融した後、冷却・固化して得られるガラス質の粒子で、売却して、コンクリートに混ぜ再利用されます。

※ メタルとは、炉の中で冷えて固まった金属層であり、売却して、金属品として再利用されます。

クリーンセンターにおける資源化量と内津最終処分場における埋立量



最終処分場の残余容量の推移



第4章 ごみ減量施策の現状

本市では、市民や事業者との連携のもと、相互の責任を果たしながらごみを減らすため、次の取組みを行っています。

1 啓発事業

(1) 「資源・ごみ出しカレンダー」の作成

平成14年から収集地区ごとに17種類のカレンダー（A3判両面）を作成しています。毎年、町内会を通じて各世帯に配布するほか、転入者に配布しています。

(2) 「資源・ごみの出し方便利帳」の作成

資源やごみの出し方について、イラストを多用し見やすく、分別の仕方をわかりやすく説明したものを作成しています。

平成17年度は、平成14年10月に作成して以来3年が経過したため、新しく改訂しました。（A4判カラー16ページ）

(3) かすがいクリーン大作戦

市民参加による快適で住みやすいまちづくりを目指すため、市内全域での清掃活動を春・秋年2回、昭和61年度から行っています。

平成17年度は延べ102,355名の参加があり、436トンのごみを収集しました。

(4) 空き缶等散乱及びふん害防止市民行動の日「拠点美化事業」

ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害防止について、市民の関心と理解を深めるため、拠点地区を定め、周辺町内会、事業者、各協力団体の参加により公園・道路等の清掃活動を平成11年度から毎年1回行っています。

平成17年度は落合公園を清掃拠点とし、1,100名の参加がありました。

(5) 小学4年生用社会科副読本「くらしとごみ」の作成

春日井市社会科研究会の協力のもと、昭和62年度から作成し、毎年改訂発行しています。（A4判カラー24ページ）

(6) 青空教室

小学校4年生を対象とした社会科の授業として平成元年度から行っています。職員が市のごみ処理の状況、ごみの減量、リサイクルの必要性などを説明するとともに、ごみ収集車にごみを積み込む体験をさせます。

平成17年度は市内の小学校全38校で行いました。

(7) ごみ減量3R推進事業所認定制度

平成17年3月からごみの減量及びリサイクルに積極的に取り組む事業所を認定し、その事業所の取り組みを広く紹介することで、市民や事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図っています。

平成17年度は4事業所を認定しました。

(8) 空き缶等散乱防止協定

平成8年度から市内事業所と、散乱ごみのないきれいなまちをつくるため、従業員の啓発や建物周辺の清掃を中心とした協定を締結し、空き缶等散乱ごみの防止に努めています。平成17年度末現在124社と協定を締結しています。

(9) 環境巡視員による巡視及び清掃

平成8年度から環境巡視員を採用し、公園・道路・河川等を清潔に保つため、巡視及び清掃を行っています。

(10) クリーンセンター・再生工場の見学

ごみの減量及びリサイクルの必要性を啓発するため、回収されたごみの処理方法や資源の再生工程等の見学を行っています。

平成17年度のクリーンセンターの見学者数は80団体3,242名、再生工場の見学者数は2団体80名でした。

(11) 広報誌掲載

年1回ごみに関する特集を広報春日井に掲載するほか、随時タイムリーな記事を掲載し情報発信をしています。

また、地域の実情に応じたごみの出し方に関する啓発チラシを作成し、区、町内会へ配布し、回覧をしています。

(12) エコメッセ春日井（リサイクルプラザ）における啓発

ごみの減量・資源の再利用に関する情報・講座をはじめ、再利用品の展示及び提供など市民のリサイクル活動の拠点として様々な取組みを行っています。

ア 講座 53回開催、参加者848名

イ おもちやの病院 12回開催、参加者281名

ウ 再利用品（家具類や自転車など）の販売 285点

エ フリーマーケット 4回開催

オ リサイクルプラザ情報（不用品のあっせんや情報の提供）

カ リサイクルフェア 参加者約2,500名

(13) その他

啓発用ビデオの貸し出しや、消費生活展など各種行事への参加による啓発を行っています。

2 資源化事業

(1) 資源回収団体育成奨励金事業

昭和56年度から子ども会、学校、町内会等の資源回収団体に対し、奨励金を交付しています。

平成17年度の登録団体は240団体、交付金の総額は23,416,581円でした。

(2) 廃食用油拠点収集

平成15年度から植物性廃食用油を市内18公共施設で収集しています。収集した廃食用油は精製し（民間業者）、軽油の代替燃料として、ごみ収集車2台の燃料として使用しています。

平成17年度は7,200ℓを回収し、5,200ℓを燃料として使用しました。

3 その他

(1) 春日井市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、平成6年度に設置し、平成17年度は3回にわたり「家庭ごみの減量化の方向性」について審議を行い、指定ごみ袋を導入すること、市民に対する啓発及び情報提供に努めることに係る提言書を市長に提出しました。

(2) ポイ捨て・ふん害防止推進市民協議会

市民相互の理解と協力によりきれいで快適なまちづくりを目的として設置しています。

(3) 空き缶等散乱及びふん害防止推進員

空き缶等散乱及びふん害の防止に係る地域での啓発活動を実施するため、春日井市区長・町内会長連合会の理事24名を推進員に選任しています。とくに啓発が必要な地域では、区・町内会との連携によりふん害防止キャンペーンを行いました。

(4) さわやか収集

平成15年6月から65歳以上の一人暮らしで介護保険の要支援か要介護の認定を受けている、又は各種障害者手帳を交付されている方で、家庭ごみの持ち出しが困難で身近な人の協力が得られない方を対象に玄関先等で一括収集をしています。

平成17年度の件数は135件でした。